

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【公開番号】特開2019-169873(P2019-169873A)

【公開日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2019-040

【出願番号】特願2018-56897(P2018-56897)

【国際特許分類】

H 03 K 17/08 (2006.01)

H 03 K 17/00 (2006.01)

H 02 J 7/00 (2006.01)

【F I】

H 03 K 17/08 C

H 03 K 17/00 B

H 02 J 7/00 S

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月14日(2020.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

第1スイッチ30及び第2スイッチ40夫々について、ソースの電位を基準としたゲートの電圧値が一定のオン閾値以上である場合、電流がドレイン及びソースを介して流れることが可能である。このとき、第1スイッチ30及び第2スイッチ40夫々はオンである。また、ソースの電位を基準としたゲートの電圧が一定のオフ閾値未満である場合、電流がドレイン及びソースを介して流れることはない。このとき、第1スイッチ30及び第2スイッチ40夫々はオフである。第1スイッチ30及び第2スイッチ40夫々について、オン閾値は、オフ閾値を超えている。